

平成21年度 第2回 小平市都市計画審議会（要旨）

- 1 開始日時 平成21年11月26日（木） 午後2時00分より
- 2 開催場所 市役所301会議室
- 3 出席者 審議会委員：13人 臨時委員：1人 事務局：5人
- 4 諮問案件
「小平都市計画 生産緑地地区の変更（小平市決定）」について
- 5 報告事項
 - (1) 小平市地区まちづくり検討委員会の検討状況について
 - (2) 都市計画道路の事業認可について
 - (3) 小平の都市計画について

6 諮問内容

「小平都市計画 生産緑地地区の変更（小平市決定）」について

21諮問第2号「小平市都市計画 生産緑地地区の変更」の諮問を行った。冒頭に事務局より提案説明を行い、その後質疑を行った。

委員： 今回指定したところは、以前から農地だったのか。

事務局： 多くは以前から農地であったところだが、用水路であったところもある。

委員： 今後の追加指定の見通しはどのようになっているのか。

事務局： 来年の追加指定の手続きを行っているが、5件の申請があった。

委員： 都市農地保全推進自治体協議会では、都市農地の保全のためにどんなことが行われているのか。

事務局： 生産緑地の面積要件の緩和や相続税制度の緩和を国に要望しているようである。

委員： 生産緑地の指定が解除された農地の固定資産税はどのようになるのか。

事務局： 農地のままであれば、急激に固定資産税が高くなるのではなく、年間2割ずつ上昇し、5年で宅地並み課税になる。

7 報告内容

- (1) 小平市地区まちづくり検討委員会の検討状況について

平成21年10月25日に開催された第2回小平市まちづくり市民懇談会の資料に基づき事務局より説明が行われ、その後質疑を行った。

委員： 第三者委員会はどのようなものか。

事務局： 学識経験者、関係団体、市民で構成し、地区まちづくり計画等が小平市都市計画マスタープラン等に適うものであるかどうかを審査することになると思われる。

委員： 都市計画の提案制度を活用して、現行の都市計画を緩和するものが提案された場合、どのように対応するのか。

事務局： 提案する際に、周辺住民の同意等が必要になってくるとと思われる。

(2) 都市計画道路の事業認可について

平成21年10月21日に、小平都市計画道路3・4・23号線の事業認可を取得した。事務局よりその説明を行い、その後質疑を行った。

委員： 対象となる地権者の数はどのくらいなのか。

事務局： 小平市土地開発公社を含めて、5人である。

委員： 玉川上水と交差することになるが、景観への配慮は行われるのか。

事務局： 橋の意匠等については、文化庁と協議しながら決めていきたい。

(3) 小平の都市計画について

都市計画の内容である都市計画施設の概要等について説明を行った。説明した項目は以下のとおり。

① 都市計画施設について

② 小平市の都市計画施設について